

平成 27 年度からの福井市立幼稚園の保育料（案）について

平成 27 年度からの市立幼稚園の保育料について、国が定める保育料の水準額は、国の平成 27 年度予算編成を経て決定されるものであるため、現時点での正式な保育料をお示しすることはできませんが、保護者の皆様の参考とするため、現在検討している基準額の案を、下記の表によりお知らせいたします。

正式な保育料の基準額の決定は、市の予算編成及び市議会での審議を経た上で平成 27 年 3 月に確定します。

平成 27 年 4 月からの保育料の基準額が今回の案から変更となる場合がありますので、予め御了承をお願いいたします。

(案)

国の階層区分	階層区分	推定年収	1号認定（教育標準時間認定）		
			国利用者負担基準	福井市保育料基準額（月額） （平成 28 年度から市立幼稚園適用）	市立幼稚園経過措置保育料基準額（月額） （平成 27 年度適用）
第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	—	0 円	0 円	0 円
第 2	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む）	～270 万円	9,100 円	2,000 円	2,000 円
第 3	市町村民税所得割額 24,300 円以下	～360 万円	16,100 円	4,300 円	4,300 円
	市町村民税所得割額 24,301 円以上 48,600 円以下			6,600 円	6,600 円
	市町村民税所得割額 48,601 円以上 64,700 円以下			8,900 円	8,000 円
	市町村民税所得割額 64,701 円以上 77,100 円以下			11,400 円	9,300 円
第 4	市町村民税所得割額 77,701 円以上 144,100 円以下	～680 万円	20,500 円	13,600 円	10,400 円
	市町村民税所得割額 144,101 円以上 211,200 円以下			15,800 円	11,500 円
第 5	市町村民税所得割額 211,201 円以上 301,000 円以下	680 万円～	25,700 円	18,400 円	12,800 円
	市町村民税所得割額 301,001 円以上			21,000 円	14,100 円

※新入園児だけでなく継続在園児についても、当該年度の基準が適用されます。

※推定年収は、国から示された、夫婦（片働き）と子供 2 人世帯の場合のおおまかな目安です。

※入園料は徴収いたしません。

※幼稚園年少から小学校 3 年までの範囲において、最年長の子どもから順に 2 人目は上記の半額、3 人目以降については 0 円となります。

※教材費、給食費（1 食 242 円）、PTA 会費等については、これまでと同様、実費徴収分（月 6,000～7,000 円程度）として別途御負担いただくこととなります。

※私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）については、平成 27 年度から上記の「福井市保育料基準額」が適用されます。